一般財団法人 社会変革推進財団 資金運用規程 (2020年2月26日制定)

第1条(目的)

この規程は、一般財団法人社会変革推進財団が定款第5条、第6条及び第7条に基づき行う、財産の運用管理に必要な事項について定める。

第2条(対象となる財産)

この規程の対象となる財産は、基本財産及びその他の財産のうち業務に支障をきたさない 範囲の金銭(以下、「余裕金」という。)とする。

第3条(運用方針)

財産運用においては安全を旨とし、満期のある資産に対しては基本的に満期まで保有する。

第4条(リスク原則)

財産運用においては、信用リスク、価格変動リスク、流動性リスクなどの各種リスクに十分 配慮し、定期的な管理を実施する。

第5条(基本財産の運用対象)

基本財産の投資対象は以下の資産とする。

· 円貨預貯金

第6条(余裕金の運用対象)

余裕金の運用対象は以下の資産とする。ただし、当分の間、運用対象は円貨預貯金に限定する。

- 円貨預貯金
- · 円貨債券(国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、社債)
- ・信託業務を行う銀行への金銭信託

第7条(債券の投資適格基準)

債券投資を行う際には、以下の格付基準を満たす債券を対象とする。

・国債、地方債、政府保証債を除く債券については、Moody's、S&P、JCR、R&I の 4 社の格付け機関において、少なくとも 1 社で A 格以上の格付を取得していること。

第8条(債券のロスカットルール)

債券の格下げ等により、本規程第7条に定める投資適格基準を維持できなくなった場合または、維持できない可能性が高まったと判断される場合には、総務部担当理事は理事長、専務理事と協議のうえ、対応を決定する。

第9条(改廃)

本規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

本規程は、2020年2月26日から施行する。